

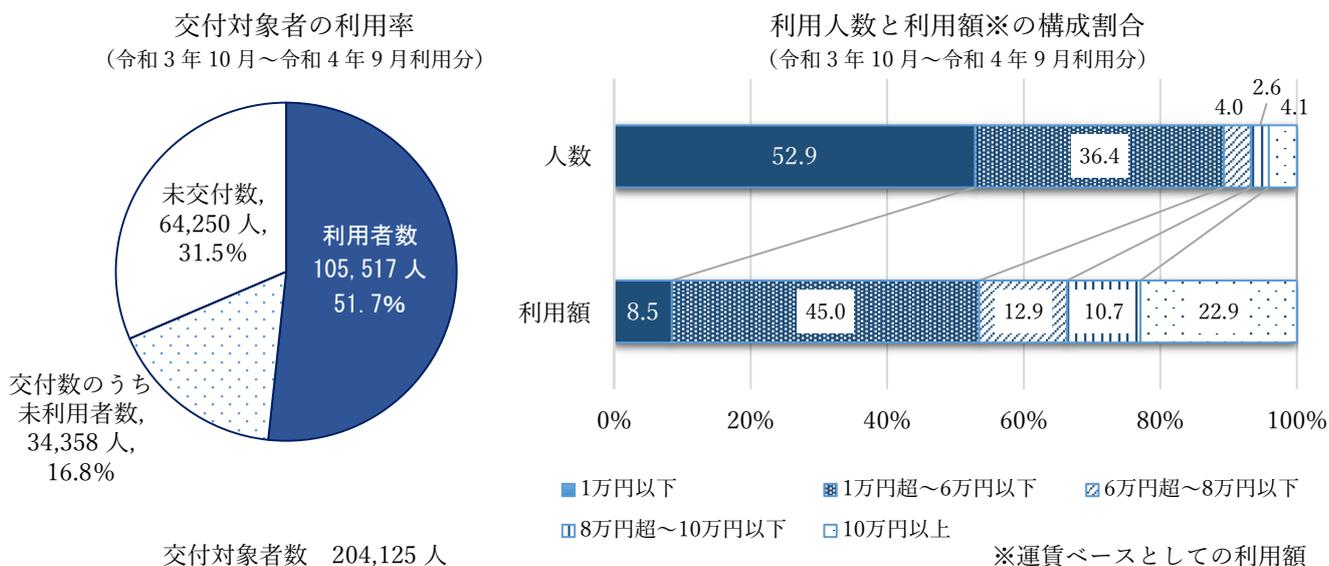
敬老乗車証制度の見直しにあたっての考え方と中間案について

I 現状と課題

(1) 敬老乗車証制度の利用状況

交付対象者のうち、実際に制度を利用している方は 51.7%、交付者のうち未利用者は 16.8%、未交付者数は 31.5%となっております。

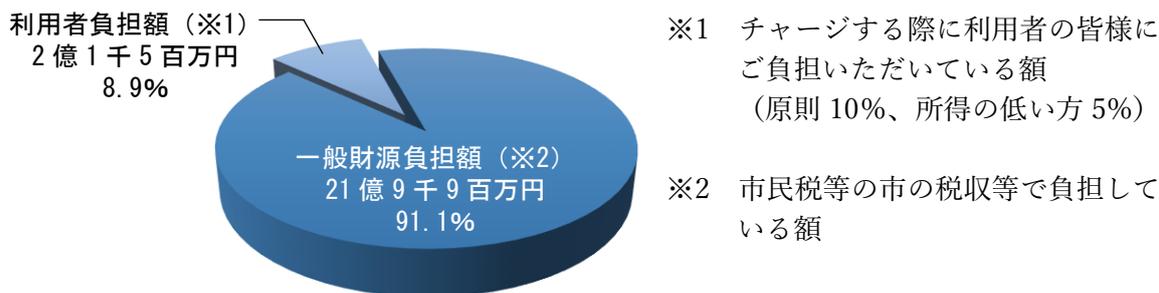
また、年間で1万円以下の利用の方が 52.9%と約半数となっており、利用者一人あたりの年間平均利用金額は約 21,500 円となっております。この平均利用金額を利用した場合の利用者負担は年間 2,150 円（所得の低い方は年間 1,075 円）です。



(2) 敬老乗車証事業費の負担内訳

仙台市は、敬老乗車証により利用された運賃相当額を交通事業者に負担金として支払っています。この負担金をはじめとする敬老乗車証事業費の財源は利用者負担額(※1)と一般財源負担額(※2)で構成されています。令和4年度における事業費の決算額 24 億 1 千 4 百万円のうち、仙台市の一般財源負担額は 21 億 9 千 9 百万円と事業費全体の 91.1%を占めております。

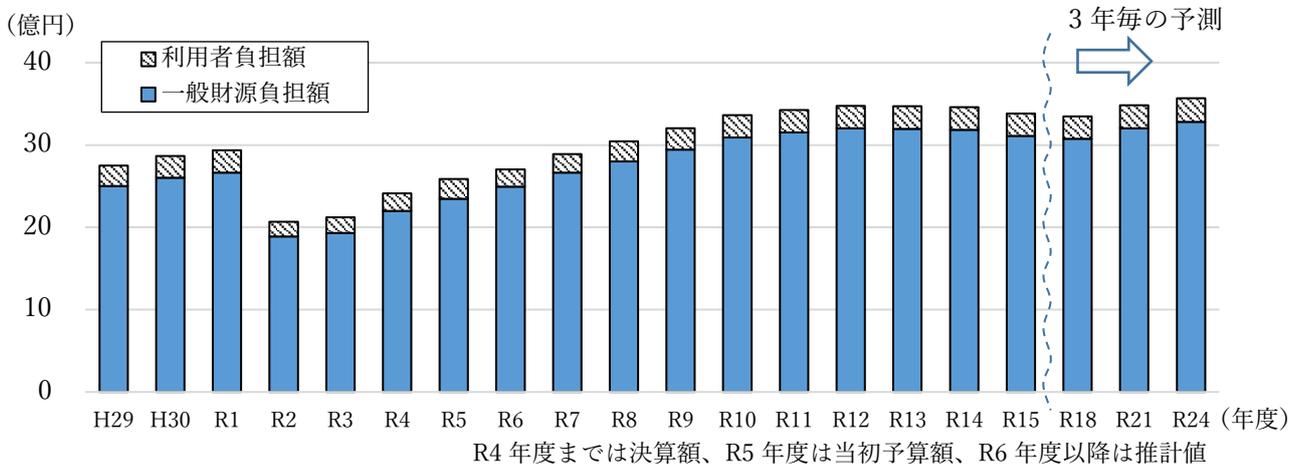
例えば、地下鉄運賃 210 円区間を利用した場合、利用者が負担している金額は 19 円、仙台市が負担している金額は 191 円となります。



(3) 敬老乗車証事業費の現状と将来予測

利用者負担額と一般財源負担額を合わせた敬老乗車証の事業費は、令和元年度に約 29 億円となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和 2 年度に約 21 億円まで減少しました。

その後、事業費は増加に転じ、令和 5 年度は約 26 億円を上回る見込みとなり、令和 12 年度に約 35 億円まで増加した後は、高止まりの状況が続く見通しです。



(4) 現状と課題のまとめ

- ・高齢化の進展に伴う高齢者数の増加により、敬老乗車証制度に要する事業費は今後も増加が見込まれ、令和 12 年度以降も高止まりの状況が続く見通しです。加えて、高齢者の保健福祉全般に係る事業費の一般財源負担額は、令和 5 年から 10 年間においては年平均 7 億円の増加を続ける見通しとなっています。
- ・敬老乗車証は多くの方に利用されており、今後も高齢者の皆様の社会参加に役立てていただけるよう、将来に渡って持続可能な制度とするために、制度の見直しが必要な状況となっております。
- ・交付対象者のうち、実際に制度を利用している方は約半数に留まっていることから、より使いやすい制度とするために利便性向上策を検討する必要があります。

II 制度見直しにあたっての考え方

敬老乗車証制度の見直しについては、仙台市が条例に基づいて設置し、学識経験者、社会福祉事業に従事する方及び市議会議員で構成する「仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会」で意見を伺っています。

令和 5 年 2 月より、制度のあり方について議論を始め、11 月までに 7 回の審議を行ってまいりました。仙台市では、これまでの専門分科会の審議を踏まえ、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

- ・現行制度の枠組みを基本としつつ、事業の継続に必要な利用者負担割合を設定する。併せて所得が低い方向けの軽減策を講じる。
- ・持続可能な制度とするために、今後 10 年間の事業費の伸びを見据えた見直しを行う。
- ・制度を複雑にすることは避け、利用者にとってわかりやすい制度とする。
- ・利便性の向上を図る。

Ⅲ 制度の見直し中間案

(1) 交付対象年齢

現行どおり 70 歳以上の方とする方向で検討します。

(2) 年間チャージ上限額

現行どおり上限 12 万円とする方向で検討します。

(3) 利用者負担割合

以下のとおり利用者負担割合を引き上げる方向で検討します。

介護保険料所得段階 1～4 の方 現行 5% ⇒ 10% (1,000 円のチャージにつき 100 円)

介護保険料所得段階 5 以上の方 現行 10% ⇒ 25% (1,000 円のチャージにつき 250 円)

(4) 利便性向上

チャージ場所を複数の地下鉄駅構内等へ設置する方向で検討します。